

氏 名 : 石井 智也
専攻分野の名称 : 博士 (教育学)
学位記番号 : 博甲第 322 号
学位授与年月日 : 平成 31 年 3 月 15 日
学位授与の要件 : 学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士
学位論文名 : 明治・大正期の東京市における初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する歴史的研究
論文審査委員 : (主査) 教授 高橋 智
(副査) 教授 大石 学 教授 濱田 豊彦
准教授 山中 冴子 教授 泉 真由子

学位論文要旨

本研究では、日本の小学校等の通常教育において「特別な教育的対応・配慮」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにするために、明治初期からの急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題が深刻化した東京市に着目して、明治・大正期の初等教育の成立・普及のプロセスにおいて、子どもの「貧困・児童労働・不就学」等に起因する各種の教育困難に応じてなされた多様な「特別な教育的対応・配慮」の実態とその意義を検討した。具体的には、戦前の東京市において明治期から拡大する貧困・児童労働・不就学・疾病・非行等に起因する多様な学習と発達の困難を有していた子どもに対して、東京市においてどのような教育的対応・配慮が実施され、そのなかに特別学級編制が位置づけられ、いかなる教育実践が展開されていたのか、そしてそのことが多様な学習と発達の困難を有する子どもにいかなる影響を与えたのかを明らかにした。

第 1 部「明治・大正期の初等教育の成立・普及と特別な教育的対応・配慮に関する研究動向」では、明治・大正期の初等教育と「特別な教育的対応・配慮」に関する教育史の研究動向と課題を検討した。

明治期の初等教育に関する教育史研究のレビューを通して、これまで「傍系」「例外」的なものとして捉えられてきた「貧民小学、夜学校、小学簡易科、慈善学校、子守学校」「特殊小学校、特殊夜学校（夜間小学校）、工場内特別教授」などの多様な初等教育機関における多様な教育的配慮や特別な教育的対応が、公立小学校には通えない多くの子どもたちの就学を促進していた可能性を明らかにし、とくに「特別な教育的対応・配慮」の提供が、「貧困・児童労働・不就学」等に伴う教育困難をもつ子どもの生活・健康衛生・発育改善においてきわめて重要な教育的意義・役割を有するものであることが示唆された。

大正期の初等教育に関する教育史研究のレビューを通して、この時期の新教育の取り組みや学校衛生・衛生教育の実施、都市教育の促進によって、尋常小学校に就学する「貧困・不就学・児童労働」等の困難を有する子どもの実態に応じた教育的対応が展開された。こうした教育的対応

の一環として、学習困難や身体虚弱児を含めた多様な「生活と発達の困難」をもつ子どもの特別学級が編制されたことが示唆された。

第2部「明治期の初等教育の成立・普及と特別な教育的対応・配慮」では、明治期の東京市における初等教育の成立・普及のプロセスと多様な教育的困難をもつ子どもへの「特別な教育的対応・配慮」の諸相を検討した。

1900（明治33）年の小学校令改正以前においては、公立尋常小学校の別種とされた「私立小学校」「小学簡易科」「貧民学校」が、明治中期における産業化・工業化・近代化によって顕在化した「貧困・児童労働・不就学」等に伴う教育困難を有する子どもに対して、授業料無償、学用品の給貸与、衛生面の配慮、職業訓練、二部教授・夜学部の設置などの教育的対応を行った。

1900（明治33）年の小学校令改正では小学校の修業年限を4ヶ年に統一し、統一的な教育課程・教育内容・学習時間に基いて教授するシステムが法制度上確立する。東京市でも公立尋常小学校の増設や授業料の低減化の実施に加えて、庶民層・都市下層・貧困層の就学を確実に促すために、子どもの生活実態に応じた初等教育機関である「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」を開設するとともに、成績不良による落第・退学を防止するための「劣等児取扱規定」「丁児取扱規定」の制定、身体検査・学校医などの学校衛生の強化などの多様な教育的配慮を実施した。

第3部「大正期の初等教育の普及・拡充と特別な教育的対応・配慮」では、大正期の東京市による初等教育の普及・拡充と多様な教育的困難をもつ子どもへの「特別な教育的対応・配慮」の諸相を検討した。

明治後期からさらに拡大する産業化・工業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題は深刻化し、公立小学校の増設がなされつつも不十分な財源のために、教師不足・学校不足から二部教授・過大学級などの劣悪な教育環境を引き起こし、子どもの学習困難、健康問題、中途退学、不就学等の児童教育問題が顕在化した。

1920年代からは、深刻化する多様な都市問題に応じて都市政策・児童保護事業が本格的に開始されたが、東京市の過大学級・二部教授等の劣悪な小学校の教育環境や貧困家庭児童の児童労働・不就学・退学等に起因する多様な学習困難への対応策として特別学級が開設されたことを明らかにした。さらにこの時期新設された特別学級では、過大学級・二部教授等の劣悪な教育環境や家庭貧困、身体健康上の問題のために学業不振に陥いる児童への教育救済として、彼らの学業・知能・健康状態の科学的把握と個別的な教育対応が行われていたことも明らかにした。

1923（大正12）年に生じた関東大震災後の震災復興事業において、東京市学務課は教育復興計画のなかに子どもの特性・個性に応じた学級編制・学校創設の必要性を強調し、とくに児童の劣悪な健康状態に鑑みて学校衛生機能の向上、就学督励施策の実施、さらには各小学校の児童実態や家庭状況をふまえて特別な教育的対応を行う形で多様な困難を有する子どもの特別学級の復旧と編制促進に力を入れた。

本研究を通して、明治期において子どもの「貧困・児童労働・不就学」に応じた多様な初等教育機関（私立小学校、小学簡易科、夜学校、特殊小学校等）が、当時の子どもの生活と発達の困

難に応じた「特別な教育的対応・配慮」を不十分ながらも実施しており、初等教育が普及する明治後期から大正期において、こうした「特別な教育的対応・配慮」は公立尋常小学校の特別学級編制等に引き継がれていったことが明らかにされた。

なお、昭和戦前期の国家総力戦体制に伴い教育政策や教育内容の変容が迫られるが、都市部では特別学級編制の促進は継続し、加えて「養護学級」や「難聴学級」「弱視学級」などの疾病・障害に応じた特別学級・学校が増設される。こうした教育行政・実践の転換期において、明治・大正期に取り組みられてきた「特別な教育的対応・配慮」がどのように引き継がれるのか、もしくは変容するかについてはほとんど明らかにされていない。こうした「特別な教育的対応・配慮」が昭和戦前期の総力戦・戦時総動員体制下において、どのように継承・発展（もしくは変容）していくかを検討することが今後の課題となる。